

目次

1	計画作成手続き	
(1)	協議会	
	ア 国と地方の協議会	… P 1
	イ 地域協議会	… P 1
(2)	国の柔軟な対応・地方の負担軽減	… P 1
(3)	その他	… P 1
2	計画作成に対する国の支援	… P 1
3	計画記載事項	
(1)	復興産業集積区域	… P 2
(2)	特定復興産業集積区域	… P 3
(3)	業種の特定方法	… P 3
(4)	対象とする業種	… P 4
(5)	内容の熟度	… P 4
(6)	その他	… P 4
4	税制上の特例の適用の可否	… P 4
5	税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き	
(1)	総論	… P7
(2)	各論	… P9
6	税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き	
(1)	総論	… P9
(2)	各論	… P12
7	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置	P12
8	特区法第43条に基づき地方税を課税免除又は不均一課税した場合 の地方公共団体の減収に対する減収補填措置	… P14
9	利子補給	… P15
10	その他	… P16
	別添 3（1）⑥の事務連絡「復興産業集積区域の表示方法について」	… P17
	3（3）①の日本標準産業分類第14回第改定分類項目新旧対照表	… P19

	Q	A
1 計画作成手続き		
(1) 協議会 ア 国と地方の協議会	① 復興推進計画を作成する際は、国と地方の協議会において議論しなくてはならないのか。	復興推進計画作成にあたり、国と地方の協議会の関与はない。
(1) 協議会 イ 地域協議会	① 復興推進計画の策定に当たり地域協議会は必ず設置しなければならないのか。	復興推進計画の策定に当たっては、一部の特例措置（食料供給等施設整備事業、復興特区支援貸付事業）を活用する場合を除き、地域協議会の設置は任意である。
	② 地域協議会はどのような単位で設置すればよいのか。例えば、施策のテーマや特例の中身毎に設置する必要があるのか。	地域協議会の設置及び設置する単位は、地方公共団体の判断であり、あくまでも地域の実情、プロジェクトの内容に即したものにしていればよい。
	③ 地域協議会は「地域協議会」という名称でなければならないのか。また、既存の検討会を地域協議会とみなしてもよいのか。	地域協議会という名称は法律上のものであり、同じ役割を担うのであれば、各地で独自の呼び方をしてもよい。また、既存の検討会を地域協議会としてもよい。
	④ 復興推進計画の作成や地域協議会の設置については、議会の議決を必要とするのか。	復興推進計画の作成や地域協議会の設置について、議会の議決を義務付けているものではないが、各地方公共団体の判断で、議会にも説明し、必要に応じて議決を得て頂いて構わない。
(2) 国の柔軟な対応・地方の負担軽減	① 3つの計画はバラバラに作成しなくてはならないのか。	記載事項のどの部分がそれぞれどの計画に該当するのか明確であれば、1つの計画として策定することも可能である。
	② 地方公共団体が既に策定した復興に係る計画を復興推進計画として活用することはできないのか。	どの部分がそれぞれどの計画に該当するのか明確であれば、地方公共団体が既に策定した復興に係る計画の中に復興推進計画等に係る事項を記載して、復興推進計画等と位置付けることも可能である。
(3) その他	① 県が市町村の代わりに復興推進計画を作成することは可能か。	市町村の合意を得ることができれば、県がご指摘のような復興推進計画を作成することは可能である。また、県と市町村が共同して作成することも可能である。
2 計画作成に対する国の支援		
	① 計画作成に係る各種相談は、国のどこが対応するのか。	復興局・支所又は復興庁に、幅広くご相談頂きたい。
	② 市町村は、県を通じて国に相談しなければならないのか。	県を通じてご相談いただいても、市町村から直接国へご相談いただいても、どちらでも構わない。ただし、計画作成に当たり、市町村と県との間で、必要な連絡や調整は随時行っていただきたい。

	Q	A
3	計画記載事項	
(1) 復興産業集積区域	① 市町村（県）の区域全部を復興産業集積区域として定めることは可能か。	地方公共団体が復興産業集積区域を設定する際には、住宅地や自然環境の保全が必要な地域を除外するなど、最低限の事項を考慮した上で、産業集積の形成等を戦略的に推進すべき区域を地域の実情に応じて設定することとしており、市町村（県）の区域全域を対象とすることは想定していない。
	② 復興産業集積区域は、工業団地や都市計画法上の工業専用地域等に限定して定める必要があるのか。	工業団地や都市計画法上の工業専用地域や工業地域等の用途地域に限定されるものではないが、別途、基本方針において、復興産業集積区域に関し、「各種土地利用に関する計画又は方針との整合性を図り、住宅地及び住宅用地等の産業集積の形成及び活性化の推進に適さない区域を除外する等実態に応じた区域を定めるとともに、都市機能の無秩序な拡大を招かないよう十分配慮し、自然環境保全上重要な地域へ十分配慮する」こととされていることに留意していただきたい。
	③ 一市町村に複数の復興産業集積区域を定めることは可能か。	可能である。
	④ 「復興産業集積区域」は、既に一定の産業集積が形成されている区域も対象とすることは可能か。	既に一定の産業集積が形成されている区域であっても、地方公共団体が、当該区域において産業集積の形成及び活性化の取組を推進しようとする意思を有しているのであれば、当該区域を復興産業集積区域として設定することは可能である。 ただし、更なる産業集積が復興の円滑かつ迅速な推進及び雇用機会の確保に寄与する点について具体的に整理する必要がある（特に、当該地域が既に復興産業集積区域である場合には3（1）⑨を参照）
	⑤ 複数の市町村の区域をまたいで復興産業集積区域を設定することは可能か。	可能である。ただし、産業集積の形成及び活性化の推進に当たり、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域をもって設定する必要がある。 なお、この場合には、県が復興推進計画を作成するか、複数市町村が共同して復興推進計画を作成する必要がある。
	⑥ 復興推進計画において復興産業集積区域は必ず地番を用いて定めなければならないのか。	例えば、「〇〇市△△」「◆◆市●●町▼▼」のように、復興産業集積区域の境界を明確に定めることができるのであれば、地番を用いて定める必要はない。 ※詳細については、別添の平成24年4月9日付け事務連絡参照
	⑦ 復興産業集積区域と復興居住区域は、重なり合う区域とすることはできないのか。	復興産業集積区域として既に定めた区域の中に、復興居住区域を定めることについては、当該復興産業集積区域内に復興居住区域を設定することが、土地利用上の用途の混在等による影響を生じる懸念がなく、また、集積を目指す業種の集積を妨げるものでない場合は可能である。

	Q	A
3 計画記載事項（続き）		
(1) 復興産業集積区域	⑧ 農業以外の業種の集積を目指し、農地に復興産業集積区域を設定することは可能か。	<p>農業以外の業種の集積を目指す復興産業集積区域を、現在農地である土地に定めることを禁止するものではないが、必要最低限の範囲で区域を定める、今後も農地として保全していくべき土地は対象にしない、等の点を考慮した上で区域を設定する必要がある。</p> <p>また、現在の土地利用に関する規制上立地できない業種の集積を目指すこととする場合には、立地が可能となるための土地利用に関する計画又は方針の見直しが必要であることについて、復興推進計画において言及するとともに、関係行政機関との情報の共有及び規制上の手続が必要である。</p>
	⑨ 既存の復興産業集積区域に新たな区域を含める場合の留意点は何か。	<p>東日本大震災からの復興という目的に照らして、やむを得ず新たな区域を設定する必要が生じた場合（例えば、防災集団移転促進事業の移転元地の活用促進など、復興政策上の重要課題への対応方針に即している区域を、従前からいたずらに拡大しない範囲で含める場合）には、そうした取扱いも否定されない。いずれにせよ、目標達成のための取組・事業を最も効果的かつ効率的に実施できるよう区域を定める必要がある。</p> <p>（3(1)④、3(2)、3(5)も参照）</p>
(2) 特定復興産業集積区域 ※ (1)のQ及びAも参照のこと。	① 令和2年改正法の施行前の復興産業集積区域と同一の区域を特定復興産業集積区域として設定してよいか。	<p>特定復興産業集積区域は、令和2年改正法の施行前における復興の状況等を勘案するとともに、産業集積の形成及び活性化を図ることの必要性を踏まえて適切に定められることとなるものである。その際、特定地方公共団体における東日本大震災からの復興のための取組等と整合性のあるものとなるよう留意する必要があり、具体的には、各年度における復興の進捗状況や特例の利活用状況等も踏まえて頂きつつ、個々の復興推進計画の区域内で、適宜、見直しを図っていただくことが望ましい。</p>
(3) 業種の特定方法	① 日本標準産業分類が改定され、令和6年4月1日から第14回改定による分類が適用されるが、復興推進計画を作成又は変更する場合には、どの分類を用いればよいか。	<p>認定される時期に応じて、以下のとおりとする。</p> <p>【平成26年3月31日以前に認定された又は申請された復興推進計画】</p> <p>①産業分類の改定に対応するための認定復興推進計画の変更又は申請書類の差替は要しない。</p> <p>②令和6年4月1日以後変更を申請する復興推進計画については、原則として改定前の産業分類（第12回改定又は第13回改定）を用いるが、第14回改定の産業分類を用いることは妨げない。いずれの場合も、用いる産業分類の基準時点を明記する。</p> <p>【令和6年4月1日以後、新たに申請する復興推進計画】</p> <p>令和6年4月1日適用の第14回改定による産業分類を用いて、その基準時点を明記する。</p> <p>※詳細については、別添の日本標準産業分類第14回改訂分類項目新旧対照表参照</p>

	Q	A
3 計画記載事項（続き）		
(4) 対象とする業種	① 税制上の特例の対象となる集積を目指す業種について、全業種とすることは可能か。	全業種とすることは想定していない。 対象業種は、地域において戦略的にその集積の形成及び活性化を図ろうとする業種であることから、地域における産業振興の戦略に基づき、強みとなる地域特性や地域資源の活用を考慮して定めていただく必要があり、また、地域における集積の支援のための施策（津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の交付、関連する社会資本の整備等）との整合性を考慮して定めていただく必要がある。
	② 税制上の特例の対象となる集積を目指す業種について、既に集積が存在する業種を定めることは可能か。	既に地域において集積している業種を選ぶことは可能である。
	③ 税制上の特例の対象は製造業に限定されるのか。	税制上の特例の対象となる業種は、地方公共団体が、復興推進計画において集積を目指す業種として定めたものであり、集積を目指す業種は製造業以外の業種を定めることも可能であるが、法第2条第3項第2号イの事業については、雇用機会の確保に寄与することが必要である。
(5) 内容の熟度	① 復興推進計画に記載する復興推進事業について、必ず実施主体が決まっている必要があるのか。	計画作成時点において見込んでいる事業主体を復興推進計画に記載することで足りるが、そうした場合であっても、復興特区制度が活用可能になって以後、既に一定の期間が経過していることを踏まえると、これまでの産業集積の形成及び活性化の取組みとの関連に留意し、特定の業種を集積することが具体的に見込まれることを示す必要がある。
(6) その他	① 今後、産業集積の形成及び活性化に関する税制上の特例に特化した復興推進計画を作成する場合に、計画に記載しなければならない事項如何。	計画の区域、目標、目標を達成するために推進しようとする取組の内容等の他、主に以下の事項を記載する必要がある。 ・ 特定復興産業集積区域の区域 ・ 特定復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す業種 ・ 計画の区域内の雇用等被害地域

4 税制上の特例の適用の可否		
	① 税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、いつの時点の投資から対象となるのか。	復興推進計画が認定され、当該計画を作成した認定地方公共団体から指定を受けた事業者が、同計画に定められた特定復興産業集積区域内で対象となる減価償却資産を取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却・税額控除が適用される。 なお、復興事業の進捗状況等を踏まえ、事業者が計画認定後に着工することとなるよう、復興推進計画の早期作成・変更を努めること。
	② 税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、法の施行前であるが平成23年3月11日以後に減価償却資産を事業の用に供した場合も適用されるか。	税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除は、法の規定により、法の施行以前に減価償却資産が事業の用に供された場合は適用されない。これは、企業の新規投資を促進するという政策目的のための税制であるという考え方に基づくものである。

	Q	A
4 税制上の特例の適用の可否（続き）		
	③ 中古で取得した減価償却資産は、投資に係る特別償却・税額控除の対象となるのか。	震災特例法第10条第1項又は第17条の2第1項で「製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」と規定されていることから、対象とならない。
	④ 所有権移転外リースにより取得した減価償却資産は、投資に係る特別償却・税額控除の対象となるのか。	所有権移転外リースにより取得した減価償却資産は、投資に係る税額控除の対象となるが、震災特例法第10条第6項又は第17条の2第5項の規定により、特別償却の対象とはならない。
	⑤ 法第38条の被災者雇用の税額控除について、雇用人数の基準はあるのか。	法第38条の被災雇用者等を雇用した場合の税額控除については、雇用人数に係る要件は設定されていない。
	⑥ 法第38条について、税制の特例を受けるためには、新規雇用をしなければならないのか。	法第38条の場合、（震災特例法に規定する）被災雇用者等を雇用している場合に課税の特例を受けることができ、新規雇用を行う場合に限定されていない。
	⑦ 法第38条について、「雇用」の形態については、正社員、パートなどの区別はないか。	雇用の形態については、特段の要件を定めていない。
	⑧ 法第38条について、どの期間に被災雇用者等に対して支給した給与が、特例の対象となるのか。	指定の日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）に支給した給与等の額が対象となる。 したがって、事業年度の中から適用期間が開始する（事業年度の中に指定を受ける）又は事業年度の中に適用期間が終了する（指定の日以後5年を経過する日が事業年度の中途である）事業年度については、適用期間に支給した給与等の額に限られる。

	Q	A
4 税制上の特例の適用の可否（続き）		
	<p>⑨ 法第38条について、被災雇用者等に対して支給した給与の原資に補助金が含まれている場合、特例の対象となるのか。</p>	<p>控除額の算定の基礎となる給与等支給額は、「支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの」から「他の者から支払を受ける金額」を控除した金額とされている。</p> <p>例えば、次に掲げる金額は後者に当たることから、給与等支給額に含まれない。</p> <p>(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</p> <p>(2) (1) 以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算出方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの</p> <p>(3) (1) 及び(2) 以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p>
	<p>⑩ 法第38条について、実際に被災雇用者等を雇用する前に指定を受けることはできるのか。（例：雇用開始時期が令和6年4月1日以後で、同年3月31日までの指定を希望する場合）</p>	<p>指定の時点において、「指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」等、施行規則第11条に定める要件を満たす事業者であれば、被災雇用者等の雇用が令和6年4月1日以後であっても、法第38条の指定を受けることができる。</p> <p>ただし、特例の対象となる給与等は、適用期間に支給したものに限られる。（4⑧を参照）</p>
	<p>⑪ 指定事業者等が、年度ごとに適用する課税の特例を変更することは可能か。</p>	<p>可能である。</p> <p>ただし、適用する全ての税制上の特例について、指定事業者（法人）事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）の作成を行い、指定事業者として指定を受ける必要がある。また、特例の適用を受ける事業年度であるか否かにかかわらず、指定を受けている全ての特例について、事業年度終了後1か月以内に復興推進事業実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>なお、当該年度に適用を受けない特例に係る指定について、その点のみを理由として、指定の取下げや指定の有効期間の短縮をする必要はないが、施行規則に定められた実施状況報告書の提出等は行うこととなることに留意する必要がある。</p>

	Q	A
5	税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き	
(1) 総論	① 事業者が指定の申請をしたが指定を受けられなかった場合、再申請をしてもいいか。	指定要件を満たさなかった事業者が、後に指定要件を満たすようになったときには、再申請を行うことが可能である。
	② 既に指定を受けた事業者が、当該指定の有効期間が終了した後、同一の特例について再度指定を受けることは可能か。	同一の事業者が、同一の市町村の区域内で行う復興推進事業について、同一の復興推進計画に基づき、同一の特例に係る指定を再度受けることは、認められない。(※) なお、指定を受けた後であっても、施行規則に規定された範囲内で、指定の有効期間を変更することができる。 (※) 令和3年3月31日以前に旧計画(岩手2号、宮城1号、宮城2号、宮城7号、宮城10号、福島2号、福島55号の復興推進計画)に基づき指定を受けた事業者が、当該指定の有効期間が終了した後、当該指定に係る事業と同一内容の事業について、新計画(岩手35号、宮城88号、宮城89号、宮城90号、宮城91号、福島131号、福島132号の復興推進計画)に基づき指定を受け、再度同一の特例を適用することは認められない。指定の手続き上、旧計画と新計画は同一の計画として取り扱うこととしている。
	③ 指定の有効期間は、どのように定めればよいか。例えば、ある特定の事業年度には課税の特例を受ける予定があるが、当該事業年度の次の事業年度以後については、復興推進事業は継続するものの課税の特例を受けるかどうか未定である場合はどうか。	指定の有効期間は、指定に係る事業実施計画期間を踏まえて付することとしており、当該期間内において税制上の特例を受けることができる。 したがって、復興推進事業が継続し、課税の特例を受ける可能性がある期間については、指定の有効期間とすることが望ましい。 なお、指定を受けた後であっても、施行規則に規定された範囲内で、指定の有効期間を変更することができる。
	④ 認定地方公共団体が法人等の指定や実施状況報告書の認定を行うにあたって、復興庁等への協議は必要か。	認定地方公共団体が指定や認定を行うに際し、協議などの国の事前の関与はない。
	⑤ 認定地方公共団体による指定や実施状況報告書の認定に対し、国は全く関与しないのか。	国は、認定地方公共団体に対して、認定復興推進計画の実施状況について報告を求めたり(法第7条第1項)、認定復興推進計画の適正な実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる(法第8条第1項)。これらの対象には、認定地方公共団体の指定や実施状況報告書の認定も含まれる。

	Q	A
5	税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）	
(1) 総論	⑥ 指定の申請はどの認定地方公共団体に行えばよいのか。	<p>事業を実施する場所（事業所等が立地する場所）を含む特定復興産業集積区域がその区域の一部である認定地方公共団体に対して行う。</p> <p>【法第37条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が施設又は設備を新增設して事業の用に供する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。</p> <p>【法第38条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が被災雇用者等を雇用している又は雇用しようとする事業所等が所在する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。</p> <p>【法第39条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が開発研究用の資産の取得等をして開発研究の用に供する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。</p>
	⑦ 複数の市町村の区域にまたがっている特定復興産業集積区域に関して指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。	複数の市町村の区域にまたがっている特定復興産業集積区域に関して指定の申請を行う場合は、事業者が事業を実施する場所を所管する市町村に対してそれぞれ申請を行うこととなる。
	⑧ 県及び市町村が共同で作成した認定復興推進計画に関して、指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。	予め申請先として定められた認定地方公共団体に対して申請を行う。申請先が定められていない場合、県又は市町村のどちらでも構わないが、指定の申請をする事業者の混乱を避けるため、あらかじめ県と市町村で調整を行い、指定の申請先を決めておくことが望ましい。
	⑨ すぐに適用されない特例に関しても指定の申請をしてよいのか。	指定の申請は、事業者の判断で行うことができる。
	⑩ 特例ごとに指定を受けなければならないのか。	特例の対象となる事業者の活動内容が異なることや、特例によっては他の特例と指定の要件が異なることから、指定は受けようとする特例ごとに受けていただく必要がある。
	⑪ 複数の特例に係る指定の申請をまとめて行うことは可能か。	複数の特例に係る指定の申請を同時に行うことは可能であるが、それぞれの特例ごとに、別記様式が定められており、記載する内容や添付書類も異なるため、それらの必要書類を省略することはできない。ただし、共通の添付書類がある場合に、全てを原本にせず、原本が一部あれば、残りを写しで代用することは認められる。
	⑫ 事業者は、複数の業務を行っていることが想定されるところ、指定申請書及び事業実施計画書に記載する「実施する復興推進事業」については、主業、従業の関係はないものと考えてよいのか。	指定事業者事業実施計画書における「実施する復興推進事業」については、主業であるか従業であるかは問わない。

	Q	A
5 税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
(1) 総論	⑬ 法第37条から第39条まで及び旧法第40条に基づく国税の特例に関して、複数の市町村に事業所を持っている事業者が特例を受けるに当たり、それぞれの事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能か。	指定は特例ごとに受けることとされており、事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能。 ただし、課税の特例は事業所ごとではなく、事業者が適用を受けるものであることから、一の事業年度において選択適用とされている法第37条及び第38条並びに旧法第40条に係る課税の特例については、事業者単位で選択することとなり、事業所ごとに異なる特例を選択することはできない。
	⑭ 日本標準産業分類が改定され、令和6年4月1日から第14回改定による分類が適用されるが、指定において、どのような影響が生じるのか。	指定の手続においては、関係する認定復興推進計画に用いられている日本標準産業分類の分類と同じ分類を用いる必要がある。 したがって、仮に、認定復興推進計画において、新しい分類を用いていけば、指定手続はこれに従う必要がある。
(2) 各論	① 施行規則第8条第1項第5号口の「内閣総理大臣が定める基準」とは何か。	「東日本大震災復興特別区域施行規則第八条第一項第五号口の内閣総理大臣が定める基準」（平成28年復興庁告示第27号）のとおり。 なお、当該告示の「次に掲げる基準に適合する東日本大震災からの復興に資する計画として内閣総理大臣が認めた計画」とは、東日本大震災被災地域におけるまちなか再生計画に関する通知について（平成26年3月20日付け復本第379号内閣総理大臣通知）の規定に基づき認定されたまちなか再生計画である。
	② 法第39条の適用を受けることを想定しているが、確定申告段階で認められない場合に備えて法第37条の指定も受けておきたい。 このような場合、法第37条及び第39条の指定申請を行うに際し、双方の事業実施計画書に同一資産を記載して指定を受けることは可能か。	法第37条及び第39条それぞれの指定要件に該当すれば、同一資産を双方の指定事業者実施計画書に記載して法第37条及び第39条の指定を受けることは可能である。 しかしながら、同一の資産について法第37条及び第39条双方の課税の特例を二重に適用することはできないので、その点を注意していただきたい。
6 税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き		
(1) 総論	① 指定事業者等が実施状況報告書を提出するタイミングはいつか。	指定事業者等は、当該指定事業者の事業年度終了後1か月以内に認定地方公共団体へ提出し、報告することが必要である。 (例) 法人の場合：事業年度末が3月31日の会社であれば、4月末日が提出期限。 個人事業者の場合：課税期間は暦年（1月から12月）であるため、1月末日が提出期限。
	② 復興特区税制を活用しない事業年度がある場合、当該事業年度終了後に実施状況報告書を提出しなくてもよいのか。	指定事業者等は、復興特区税制を活用する事業年度であるか否かにかかわらず、事業年度終了後1か月以内に実施状況報告書を提出しなければならない。

	Q	A
6 税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き（続き）		
(1) 総論	③ 設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められない事業年度の実施状況報告について、認定しない旨の通知を行うのか。また、指定を取り消さなければならないか。	<p>設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められない事業年度における実施状況報告であっても、事業実施計画に沿って復興推進事業を適切に実施していると認められるときは、認定書を交付するものとする。</p> <p>また、指定に係る復興推進事業の実施が見込まれなくなるなど、指定事業者等の要件を欠くに至ったときは当該指定を取り消すこととなるが、特定の事業年度に設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められないことのみをもって、当該要件を欠くと認めることは妥当でない。</p>
	④ 事業実施計画書の変更があった場合はどうすればよいのか。	<p>指定事業者は、申請書に係る記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容に変更があった場合は、遅滞なくその旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。</p>
	⑤ 変更の届出が不要となる場合はあるのか。	<p>申請書に係る記載事項や事業実施計画書の内容の変更が軽微であれば、届出は不要であり、その内容で実施状況報告書を作成・提出すればよい。</p> <p>（軽微な変更の例：設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ、同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得予定していた設備の取得価額の相違。）</p> <p>なお、軽微な変更か否かの判断が難しい場合は、指定を行った認定地方公共団体又は復興局・支所若しくは復興庁へ問い合わせ願いたい。</p>
	⑥ 認定地方公共団体は、指定事業者の指定に係る申請に対し指定しない場合、指定事業者の指定を取り消した場合又は指定事業者から提出された実施状況報告書に対し認定しない場合において、行政不服審査法に基づく教示を行う必要があるのか。	<p>行政不服審査法第82条に基づく教示については、認定地方公共団体において別途行うこと。その際、別記様式の余白に教示を記載することを妨げるものではない。</p> <p>【記載例】</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〇〇県知事（又は〇〇市長など）に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に県（又は市町村）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>

	Q	A
6 税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き（続き）		
(1) 総論	<p>⑦ 指定事業者等から変更の届出があり、指定書に記載された事項に変更がある場合の、指定書の取扱如何。</p>	<p>指定事業者等に交付している指定書に記載された事項のうち、指定事業者等の名称や指定要件に関する内容等の重要と認められる事項に変更がある場合は、既に交付している指定書の返還を受けたうえで、変更後の事項が記載された指定書を指定事業者等に対し交付するのが望ましい。</p> <p>この場合、当初の指定書に記載された文書日付や指定申請日付などは、変更せず記載したうえで、変更後の事項が記載された指定書を交付する日付を明記することが必要である。</p> <p>なお、指定の有効期間については、記載事項の変更に伴い指定の有効期間の変更が生じる場合でない限り変更しないこととし、指定の有効期間の変更が生じる場合には、当初の指定日を始期として施行規則に規定された範囲内で変更すること。</p> <p>重要と認められる事項の判断や、変更後の指定書の作成の仕方等で不明な点がある場合は、復興局・支所若しくは復興庁へ問い合わせ願いたい。</p>
	<p>⑧ 指定の取下げとは何か。また、どのような場合に指定の取下げをする必要があるのか。</p>	<p>指定事業者等は、申請に係る書類の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出ることとされているところ、指定の取下げとは、この変更の届出の態様の一つと考えられる。</p> <p>指定の取下げを認定地方公共団体が認めることにより、指定の有効期間を短縮し、指定の効力が終了することとなる。</p> <p>指定の取下げは、特例の対象となる設備投資を全く行わず、事業実施計画書に記載した復興推進事業を行わないことになる場合など指定事業者等の要件を欠くことが明らかであるときになされることを想定している。</p> <p>したがって、実際に特例の適用を受けないことのみをもって、指定の取下げをする必要はない。</p> <p>なお、指定の取下げをした事業者に対し、特段の事情がない限り、再度指定を行っても産業集積の形成及び活性化を図ることにつながるとは考えられず、このことは指定の要件の一つである「事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。」に該当しないため、指定の取下げをした当該事業者を再度指定することはできない。</p> <p>指定の取下げに係る書面の様式は規定されていないが、記載事項の変更と同様に、変更後の記載事項（有効期間等）を記載した指定書を、当初の指定書と差し替えて交付することが望ましい。</p>

	Q	A
6 税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き（続き）		
(2) 各論	① 建築物整備事業に関し、震災特例法施行規則第3条の2第2項又は第6条の2第2項の書類とは何か。	<p>施行規則第9条第2項の規定に基づき、認定地方公共団体が当該建築物整備事業を適切に実施していると認定したことを証する書面（当該認定の概要を記載した書面）「別記様式第2の2」を交付することとしている。</p> <p>なお、指定事業者は確定申告の際、同条第1項の規定に基づき実施状況報告の際に提出した実施状況報告書「別記様式第2の1」の写しを「別記様式第2の2」に添付いただきたい。</p>
	② 旧法第40条第1項の指定法人から変更の届出があり、新たに区域外事業所を有することとなった場合など、該当する指定要件に変更がある場合の指定書の取扱如何。	<p>変更により、該当する指定要件に変更がある場合は、既に交付している指定書の返還を受けたうえで、変更後に該当する指定要件が列記された指定書を指定法人に対し交付するのが望ましい。</p>
	③ 旧法第40条の指定を受けた事業者で、当該指定の有効期間が令和6年4月1日以後である事業者については、引き続き税制特例を適用することができるのか。	<p>令和6年3月31日までに旧法第40条の指定を受けた事業者が積み立てた再投資等準備金については、令和6年改正法附則第59条の規定により、従前どおりの特例措置を適用することができる。</p> <p>また、再投資等準備金の金額を有する事業者が、再投資設備等を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供した場合については、令和6年改正法附則第60条の規定により、従前どおりの特例措置を適用することができる。</p> <p>なお、令和6年4月1日以後も、旧法第40条の指定を受けた事業者に係る実施状況報告書の提出等については、従前どおり行わなければならない。</p>

7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置		
	① どのような措置なのか。	<p>令和3年4月1日以後に復興特区税制の対象外となる区域において、同日前に認定地方公共団体の指定を受けた事業者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置（以下「新型コロナウイルス感染症等」という。）の影響により同日前に対象資産の取得等をして対象事業の用に供することができなかつた場合でも、同日から令和6年3月31日までの間にその対象資産の取得等をして対象事業の用に供したときは、従前どおり、特例措置を適用できることとするもの。</p>
	② 復興特区税制全てについて適用されるのか。	<p>法第37条及び法第39条に基づく特例措置が適用対象となる。</p>
	③ どのような要件を満たせばよいのか。	<p>以下5つの要件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年3月31日までに事業者の指定を受けていること (2) 本来であれば令和3年3月31日までに対象資産を事業の用に供する予定であったこと (3) 新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかつたこと (4) 令和6年3月31日までに対象資産を事業の用に供すること (5) その他の復興特区税制の適用要件を満たしていること

	Q	A
7	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置（続き）	
	④ 7③(3)の「新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと」とは具体的にどのような場合なのか。	<p>例えば、以下のような場合が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外から部材が届かない等、設備機器等の納入の遅れにより工事が進まない場合 ・海外から技術者が入国できない等、出入国制限及び渡航制限等により工事が遅れる場合 ・同感染症のまん延により従業員が出社できない等、会社そのものの営業ができない場合 <p>なお、景気の先行きが不透明であるなど、一般的な景況判断から設備投資を控えるようなケースは対象とならない。</p>
	⑤ 令和3年4月1日以後は受けられないはずの復興特区税制の適用を、要件を満たすことにより令和3年4月1日以後も受けられるということか。	7③の要件を満たしていれば、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに事業の用に供した資産について復興特区税制の適用を受けることができる。この場合には、特別償却割合や税額控除割合については、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の特別償却割合や税額控除割合が適用される。
	⑥ 適用を受けようとする場合、どのような手続きが必要なのか。	<p>以下の3つの手続きを経る必要がある。 （様式の記載例については、復興庁ウェブサイト※にてダウンロード可能。） ※ https://www.reconstruction.go.jp/topics/000523.html</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業実施計画書の変更を認定地方公共団体に届け出る。その際、変更の内容が分かる書類として、7③(2)及び(3)の要件を満たしていることを示す書類を合わせて提出する。 (2) 令和3年3月31日を含む事業年度の実施状況報告において、報告書に同感染症等の影響により同日までに事業の用に供することができなかった資産の設備名等を記載し、提出する。 (3) 同感染症等の影響で令和3年3月31日までに事業の用に供することができなかった資産を事業の用に供した事業年度における実施状況報告にて、当該資産を事業の用に供したことを報告する。なお、対象資産は令和6年3月31日までに事業の用に供する必要がある。
	⑦ 7⑥(1)の事業実施計画書の変更届出の際、具体的にどのような書類を提出すればよいのか。	<p>7③(2)の「本来であれば令和3年3月31日までに対象資産を事業の用に供する予定であった」ことを示す書類としては、契約書、当初の事業実施計画、工期・期日について合意されていることを証する書類等が挙げられる。</p> <p>また、7③(3)の「新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと」を示す書類としては、（契約の相手方・取引先が作成する）同感染症の具体的な影響により設備投資に係る工事等が遅れた旨を示す理由書、理由書の内容を証する書類（変更理由の記載のあるもの）、指定事業者及び取引先（納入事業者）の連名による納期変更に係る覚書、出入国制限・渡航制限・移動制限等があった旨を証する書類等が挙げられる。</p>

	Q	A
7	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置（続き）	
	⑧ 7⑥(1)の事業実施計画書の変更届出はいつまでに提出すればよいのか。	変更が生じてから遅滞なく（遅くとも令和3年3月31日を含む事業年度の実施状況報告提出時まで）提出する必要がある。
	⑨ いつまでに事業の用に供する必要があるのか。事業の用に供するときまで、事業者の指定の有効期間が継続している必要があるのか。	令和6年3月31日までに事業の用に供する必要がある。また、事業の用に供するときまで、事業者の指定の有効期間が継続している必要がある。このため、7⑥(1)の事業実施計画書の変更届出の際に、必要に応じて、指定の有効期間を変更していただきたい。
	⑩ 確定申告において書類の添付は必要なのか。	確定申告において書類の添付は不要であるが、事業の用に供した事業年度における認定書及び実施状況報告書の写しについては税制の適用の前提となる書類であり、税務調査の際に必要となる場合があることから保存しておく必要がある。なお、確定申告の具体的な手続きについては、税務署に問い合わせ願いたい。

8	特区法第43条に基づき地方税を課税免除又は不均一課税した場合の地方公共団体の減収に対する減収補填措置	
	① 指定事業者等が指定の日以前に施設等を新設又は増設した場合、当該施設等に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税（以下「対象地方税」という。）を、課税免除した場合の減収は、減収補填の対象となるか。	法第37条若しくは第39条又は旧法第40条に基づく課税の特例（旧法第40条は再投資設備等の特別償却の適用のみ。以下この分類において「対象国税」という。）の適用を受ける施設等（以下この分類において「対象施設等」という。）の新設又は増設を行う前に指定を受けることが原則である。ただし、対象施設等の新設又は増設後においても、当該事業者が当該対象施設等に係る課税までの間に、速やかに指定申請を行い、指定を受ければ、当該対象施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は減収補填の対象とされる。 ※ 旧法第40条に係る減収補填の対象は、令和6年3月31日までに新設又は増設した再投資設備等に限る。
	② 指定事業者等が、復興推進計画の認定日前に売買により取得し、当該計画の認定日後に取得に関する登記を行った土地に係る不動産取得税の課税免除は、減収補填の対象となるか。	この場合の不動産取得税の課税の起日とは売買契約日であり、課税の起日と、復興推進計画の認定日より前である対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象とされていない。
	③ 法第37条に基づく課税の特例の適用を受ける農業用のビニールハウスの敷地である土地に係る固定資産税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象となるか。	「当該対象施設等である家屋の敷地である土地」に係る固定資産税を課税免除した場合の減収が減収補填の対象とされているため、償却資産である農業用のビニールハウスの敷地である土地に係る固定資産税の課税免除は、対象とされていない。
	④ 不動産取得税及び固定資産税を課税免除した場合の減収に対する減収補填の対象となる「当該対象施設等である家屋の敷地である土地」の範囲はどこまでか。	当該対象施設等である家屋の垂直投影部分に限るとされている。
	⑤ 指定事業者等が、施設等を新設又は増設したものの、赤字決算で特別償却等の適用の効果が得られないことから確定申告において対象国税の課税の特例の適用を受けなかった場合、当該施設等の新設又は増設に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象となるか。	対象施設等については、対象国税の課税の特例の適用を受けていなくても、対象国税の課税の特例の適用を受けることができる施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象とされている。

	Q	A
8	特区法第43条に基づき地方税を課税免除又は不均一課税した場合の地方公共団体の減収に対する減収補填措置（続き）	
	⑥ 法第37条及び第38条の指定を受け、施設等の新設又は増設を行ったが、法第37条の課税の特例ではなく、法第38条の適用を受けた場合、当該施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象となるか。	対象とされている。（上記8⑤参照） ただし、法第37条についての実施状況報告書の認定を受けなかった場合は、対象国税の適用を受けることができる施設等に該当しないため、当該施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象とならない。
	⑦ 指定事業者等が施設等を新設したが、認定地方公共団体から実施状況報告書の認定を受けることができなかった場合、当該施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象となるか。	認定地方公共団体の指定を受けても、その後において、実施状況報告書の認定を受けることができなかった施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象とされない。
	⑧ 旧法第40条のみ指定を受けている法人が、指定要件となっている機械等の投資（3億円、中小企業者等は3千万円又は3年で5千万円）を行ったが、当該機械等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象となるか。	対象とされていない。旧法第40条に基づく課税の特例の適用を受ける施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収に対する減収補填の対象は、再投資設備等の特別償却の適用を受ける施設等に限定されている。 ※ 旧法第40条に係る減収補填の対象は、令和6年3月31日までに新設又は増設した再投資設備等に限る。
	⑨ 法第37条又は第39条の指定事業者が新設又は増設した旧法第40条の指定要件となっている機械等の投資について、当該機械等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補填の対象となるか。	当該事業者の当該投資が法第37条又は第39条の課税の特例の適用を受けることができる（法第37条又は第39条の実施状況報告書の認定を受ける）場合は、対象とされる。

9 利子補給		
	① 利子補給を受けるために必要となる手続きはどのようなものか。	利子補給による支援を受けるに際しては、復興推進計画を作成する前に、復興庁において実施している公募に申請する必要がある。具体的な手続き及び対象事業の要件等については、同庁ウェブサイトに掲載されている最新の公募要領を参照されたい。
	② 利子補給の復興推進計画に係る手続きや記載事項はどのようなものか。	復興推進計画には、計画の区域、目標、目標を達成するために推進しようとする取組の内容等の他、貸付けの対象となる事業が、復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものであり、かつ、個別プロジェクトであることが必要である。 （個別プロジェクトの記載例） ・本市に立地する△△株式会社が〇〇市〇〇において、自動車部品製造工場の新設に必要な資金を貸し付ける事業 また、地方公共団体が作成した復興推進計画の認定の後、国による金融機関の指定、国と指定金融機関との利子補給契約の締結等の手続きが必要となる。更に、指定を受ける予定の金融機関が地域協議会の構成員であることが必要である。
	③ 認定された復興推進計画は、公表されるものなのか。	透明性を確保するため、基本方針において、認定された個別の復興推進計画について、国において作成するウェブサイトにより、一覧形式で公開する旨の記載がなされており、認定された復興推進計画は公表されることとなる。

	Q	A
10 その他	① どの地域でどのように行うか等は未定であるが復興のために重要と考えられる構想段階にあるプロジェクトについて、復興特区制度を活用することは可能か。	復興に資すると考えられるプロジェクトの構想があり、地方公共団体、民間事業者等による推進の方向性がある程度固まっている場合には、例えば、プロジェクト単位で地域協議会を組織し、協議を進め、既存の制度による支援を受けたり、必要に応じて、新たな規制の特例措置等に関する提案を行ったりすることが考えられる。

【用語の定義等】

- 令和2年改正法：復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）
- 令和6年改正法：所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）
- 法：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第125号）
- 旧法：令和6年改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法
- 施行規則：東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成24年復興庁令第1号）
- 基本方針：復興特別区域基本方針（平成24年1月閣議決定）
- 震災特例法：東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
- 震災特例法施行規則：東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）

事 務 連 絡
平成24年4月9日

関係道県復興推進計画担当課 御中
関係市町村復興推進計画担当課 御中

復興庁 復興特区班

復興産業集積区域の表示方法について

関係地方公共団体から簡素化の要望が多い復興推進計画における復興産業集積区域の表示方法について、地方公共団体の負担軽減を図るため、区域が明らかになるのであればより簡易な手法によることができるよう、別添のとおり具体的な表示方法をお示しします。

復興産業集積区域の表示方法

○文章で復興産業集積区域に含まれる区域の全てを表示するパターン

	計画上の文章	図面
①	・地番により表示する	・概括図(縮尺問わない)
②	・大字、字又は小字により表示する	・概括図(縮尺問わない)
③	・地番及び大字、字又は小字の組み合わせにより表示する	・概括図(縮尺問わない)
④	・一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向により表示する	・概括図(縮尺問わない)
⑤	・①～④に準じる方法により表示する	・概括図(縮尺問わない)

○区域図(2,500分の1以上)で表示して文章で補足するパターン

	計画上の文章	図面
⑥	・地番等により表示する (区域図では明らかではない部分を文章で補足する。)	・区域図(2,500分の1以上)及び概括図(縮尺問わない)

※概括図は参考資料としての位置づけ

※概括図は市町村ごとに作成する。県が作成主体である場合には併せて県の概括図も作成する。

(3) 日本標準産業分類 第14回改定に伴う分類項目の新旧対照表

記 載 事 項 等

実質的に分類内容の変更があるもの、分類項目間の移動があるもの、名称変更のあるもの等について、所要の説明を備考欄に記載した。

変更のある細分類項目と小分類項目が同一のもの等は記載し、それ以外の改定のない分類項目については適宜省略した。

新<第14回改定>	旧<第13回改定>	備考
大分類A－農業、林業	大分類A－農業、林業	
大分類B－漁業	大分類B－漁業	
大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業	大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業	
大分類D－建設業	大分類D－建設業	
06総合工事業	06総合工事業	
07職別工事業(設備工事業を除く)	07職別工事業(設備工事業を除く)	
070 管理、補助的経済活動を行う事業所(07職別工事業)	070 管理、補助的経済活動を行う事業所(07職別工事業)	
～	～	
079 その他の職別工事業	079 その他の職別工事業	
0791 ガラス工事業	0791 ガラス工事業	
0792 金属製建具工事業	0792 金属製建具工事業	
0793 木製建具工事業	0793 木製建具工事業	
0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	
0795 防水工事業	0795 防水工事業	
0796 解体・はつり工事業	0796 はつり・解体工事業	名称変更
0799 他に分類されない職別工事業	0799 他に分類されない職別工事業	
08設備工事業	08設備工事業	
大分類E－製造業	大分類E－製造業	
09食料品製造業	09食料品製造業	
090 管理、補助的経済活動を行う事業所(09食料品製造業)	090 管理、補助的経済活動を行う事業所(09食料品製造業)	
～	～	
095 砂糖・でんぷん糖類製造業	095 糖類製造業	名称変更
0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	
0952 砂糖精製業	0952 砂糖精製業	
0953 でんぷん糖類製造業	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	名称変更、例示の移動(旧0999から)
096 精穀・製粉業	096 精穀・製粉業	
097 パン・菓子製造業	097 パン・菓子製造業	
098 動植物油脂製造業	098 動植物油脂製造業	
099 その他の食料品製造業	099 その他の食料品製造業	
0991 でんぷん製造業	0991 でんぷん製造業	
0992 めん類製造業	0992 めん類製造業	
0993 豆腐・油揚げ製造業	0993 豆腐・油揚げ製造業	

新<第14回改定>	旧<第13回改定>	備考
0994 あん類製造業	0994 あん類製造業	
0995 冷凍調理食品製造業	0995 冷凍調理食品製造業	
0996 そう(惣)菜製造業	0996 そう(惣)菜製造業	
0997 すし・弁当・調理パン製造業	0997 すし・弁当・調理パン製造業	
0998 レトルト食品製造業	0998 レトルト食品製造業	
0999 他に分類されない食料品製造業	0999 他に分類されない食料品製造業	例示の移動 (新0953へ)
10飲料・たばこ・飼料製造業	10飲料・たばこ・飼料製造業	
100 管理、補助的経済活動を行う事業所(10飲料・たばこ・飼料製造業)	100 管理、補助的経済活動を行う事業所(10飲料・たばこ・飼料製造業)	
101 清涼飲料製造業	101 清涼飲料製造業	
102 酒類製造業	102 酒類製造業	
1021 果実酒製造業	1021 果実酒製造業	例示の移動 (新1026へ)
1022 発泡性酒類製造業	1022 ビール類製造業	名称変更、例示の移動 (旧1024から)
1023 清酒製造業	1023 清酒製造業	
1024 醸造酒類製造業(果実酒、清酒を除く。)		新設 (旧1024から)
1025 蒸留酒類製造業		新設 (旧1024から)
1026 混成酒類製造業	1024 蒸留酒・混成酒製造業	新設 (旧1021、1024から)
103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	廃止(分割して新 1022、1024、1025、 1026へ)
104 製氷業	104 製氷業	
105 たばこ製造業	105 たばこ製造業	
106 飼料・有機質肥料製造業	106 飼料・有機質肥料製造業	
11繊維工業	11繊維工業	
110 管理、補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)	110 管理、補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)	
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	
112 織物業	112 織物業	
113 ニット生地製造業	113 ニット生地製造業	
114 染色整理業	114 染色整理業	
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	
1161 織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1161 織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1162 織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1162 織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)	

新<第14回改定>		旧<第13回改定>		備考	
1163	織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1163	織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)		
1164	織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	1164	織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)		
1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)		
1166	ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類等を除く)	1166	ニット製外衣製造業(アウターシャツ類, セーター類などを除く)	名称変更	
1167	ニット製アウターシャツ類製造業	1167	ニット製アウターシャツ類製造業		
1168	セーター類製造業	1168	セーター類製造業		
1169	その他の外衣・シャツ製造業	1169	その他の外衣・シャツ製造業		
117	下着類製造業	117	下着類製造業		
118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業		
119	その他の繊維製品製造業	119	その他の繊維製品製造業		
12木材・木製品製造業(家具を除く)		12木材・木製品製造業(家具を除く)			
120	管理、補助的経済活動を行う事業所(12木材・木製品製造業)	120	管理、補助的経済活動を行う事業所(12木材・木製品製造業)		
121	製材業、木製品製造業	121	製材業、木製品製造業		
122	造作材・合板・建築用組立材料製造業	122	造作材・合板・建築用組立材料製造業		
1221	造作材製造業(建具を除く)	1221	造作材製造業(建具を除く)		例示の移動 (旧1393から)
1222	合板製造業	1222	合板製造業		
1223	集成材製造業	1223	集成材製造業		
1224	建築用木製組立材料製造業	1224	建築用木製組立材料製造業		
1225	パーティクルボード製造業	1225	パーティクルボード製造業		
1226	繊維板製造業	1226	繊維板製造業		
1227	銘木製造業	1227	銘木製造業		
1228	床板製造業	1228	床板製造業		
123	木製容器製造業(竹、とうを含む)	123	木製容器製造業(竹、とうを含む)		
～	～	～	～		
13家具・装備品製造業		13家具・装備品製造業			
130	管理、補助的経済活動を行う事業所(13家具・装備品製造業)	130	管理、補助的経済活動を行う事業所(13家具・装備品製造業)		
131	家具製造業	131	家具製造業		
～	～	～	～		
139	その他の家具・装備品製造業	139	その他の家具・装備品製造業		
1391	事務所用・店舗用装備品製造業	1391	事務所用・店舗用装備品製造業		

新<第14回改定>	旧<第13回改定>	備考
1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業	1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業	
1393 鏡縁・額縁製造業	1393 鏡縁・額縁製造業	例示の移動 (新1221へ)
1399 他に分類されない家具・装備品製造業	1399 他に分類されない家具・装備品製造業	
14パルプ・紙・紙加工品製造業	14パルプ・紙・紙加工品製造業	
15印刷・同関連業	15印刷・同関連業	
16化学工業	16化学工業	
17石油製品・石炭製品製造業	17石油製品・石炭製品製造業	
170 管理、補助的経済活動を行う事業所(17石油製品・石炭製品製造業)	170 管理、補助的経済活動を行う事業所(17石油製品・石炭製品製造業)	
171 石油精製業	171 石油精製業	
172 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)	172 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)	名称変更
1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)	1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)	名称変更
173 コークス製造業	173 コークス製造業	
174 舗装材料製造業	174 舗装材料製造業	
179 その他の石油製品・石炭製品製造業	179 その他の石油製品・石炭製品製造業	
18プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
19ゴム製品製造業	19ゴム製品製造業	
20なめし革・同製品・毛皮製造業	20なめし革・同製品・毛皮製造業	
21窯業・土石製品製造業	21窯業・土石製品製造業	
210 管理、補助的経済活動を行う事業所(21窯業・土石製品製造業)	210 管理、補助的経済活動を行う事業所(21窯業・土石製品製造業)	
211 ガラス・同製品製造業	211 ガラス・同製品製造業	
212 セメント・同製品製造業	212 セメント・同製品製造業	
213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	
2131 粘土がわら製造業	2131 粘土かわら製造業	名称変更
2132 普通れんが製造業	2132 普通れんが製造業	
2139 その他の建設用粘土製品製造業	2139 その他の建設用粘土製品製造業	
214 陶磁器・同関連製品製造業	214 陶磁器・同関連製品製造業	
～	～	
22鉄鋼業	22鉄鋼業	
23非鉄金属製造業	23非鉄金属製造業	
24金属製品製造業	24金属製品製造業	
25はん用機械器具製造業	25はん用機械器具製造業	

新<第14回改定>		旧<第13回改定>		備考
250	管理、補助的経済活動を行う事業所(25はん用機械器具製造業)	250	管理、補助的経済活動を行う事業所(25はん用機械器具製造業)	
251	ボイラ・原動機製造業	251	ボイラ・原動機製造業	
252	ポンプ・圧縮機器製造業	252	ポンプ・圧縮機器製造業	
253	一般産業用機械・装置製造業	253	一般産業用機械・装置製造業	
2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	
2532	エレベータ・エスカレータ製造業	2532	エレベータ・エスカレータ製造業	
2533	物流運搬設備製造業	2533	物流運搬設備製造業	
2534	工業窯炉製造業(燃焼炉)	2534	工業窯炉製造業	名称変更
2535	冷凍機・温湿調整装置製造業	2535	冷凍機・温湿調整装置製造業	
259	その他のはん用機械・同部分品製造業	259	その他のはん用機械・同部分品製造業	
26	生産用機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業	
27	業務用機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
280	管理、補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	280	管理、補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	
281	電子デバイス製造業	281	電子デバイス製造業	
282	電子部品製造業	282	電子部品製造業	
2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	名称変更
2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
283	記録メディア製造業	283	記録メディア製造業	
～		～		
29	電気機械器具製造業	29	電気機械器具製造業	
290	管理、補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)	290	管理、補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)	
291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
292	産業用電気機械器具製造業	292	産業用電気機械器具製造業	
2921	電気溶接機製造業	2921	電気溶接機製造業	
2922	内燃機関電装品製造業	2922	内燃機関電装品製造業	
2923	電気炉・電熱装置製造業			新設 (旧2929から)
2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	例示の移動 (新2923へ)
～		～		
30	情報通信機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業	

新<第14回改定>		旧<第13回改定>		備考
300	管理、補助的経済活動を行う事業所(30情報通信機械器具製造業)	300	管理、補助的経済活動を行う事業所(30情報通信機械器具製造業)	
301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	
3011	有線通信機械器具製造業	3011	有線通信機械器具製造業	
3012	<u>スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業</u>	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業	名称変更
3013	無線通信機械器具製造業	3013	無線通信機械器具製造業	
3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
3015	交通信号保安装置製造業	3015	交通信号保安装置製造業	
3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
302	映像・音響機械器具製造業	302	映像・音響機械器具製造業	
303	電子計算機・同附属装置製造業	303	電子計算機・同附属装置製造業	
31	輸送用機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	32	その他の製造業	
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業		大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業		
33	電気業	33	電気業	
330	管理、補助的経済活動を行う事業所(33電気業)	330	管理、補助的経済活動を行う事業所(33電気業)	
331	電気業	331	電気業	
<u>3311</u>	<u>発電業</u>			新設
<u>3312</u>	<u>送配電業</u>			新設
<u>3313</u>	<u>電気小売業</u>			新設 (旧5599、6099から)
<u>3314</u>	<u>電気卸供給業</u>			新設
		3311	発電所	廃止
		3312	変電所	廃止
34	ガス業	34	ガス業	
340	管理、補助的経済活動を行う事業所(34ガス業)	340	管理、補助的経済活動を行う事業所(34ガス業)	
341	ガス業	341	ガス業	
<u>3411</u>	<u>ガス製造業</u>	<u>3411</u>	<u>ガス製造工場</u>	名称変更
<u>3412</u>	<u>ガス導管業</u>	<u>3412</u>	<u>ガス供給所</u>	名称変更
<u>3413</u>	<u>ガス小売業</u>			新設 (旧5599、6099から)
35	熱供給業	35	熱供給業	
36	水道業	36	水道業	
大分類G－情報通信業		大分類G－情報通信業		
37	通信業	37	通信業	
38	放送業	38	放送業	

新<第14回改定>		旧<第13回改定>		備考
380	管理、補助的経済活動を行う事業所(38放送業)	380	管理、補助的経済活動を行う事業所(38放送業)	例示の移動 (新4161へ)
381	公共放送業(有線放送業を除く)	381	公共放送業(有線放送業を除く)	
3811	公共放送業(有線放送業を除く)	3811	公共放送業(有線放送業を除く)	
382	民間放送業(有線放送業を除く)	382	民間放送業(有線放送業を除く)	
～	～	～	～	
39	情報サービス業	39	情報サービス業	
40	インターネット附随サービス業	40	インターネット附随サービス業	
41	映像・音声・文字情報制作業	41	映像・音声・文字情報制作業	
410	管理、補助的経済活動を行う事業所(41映像・音声・文字情報制作業)	410	管理、補助的経済活動を行う事業所(41映像・音声・文字情報制作業)	
～	～	～	～	
416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	例示の移動 (旧3811から)
4161	ニュース供給業	4161	ニュース供給業	
4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	
大分類H	運輸業、郵便業	大分類H	運輸業、郵便業	
42	鉄道業	42	鉄道業	
43	道路旅客運送業	43	道路旅客運送業	
44	道路貨物運送業	44	道路貨物運送業	
45	水運業	45	水運業	
46	航空運輸業	46	航空運輸業	
47	倉庫業	47	倉庫業	
48	運輸に附帯するサービス業	48	運輸に附帯するサービス業	
480	管理、補助的経済活動を行う事業所(48運輸に附帯するサービス業)	480	管理、補助的経済活動を行う事業所(48運輸に附帯するサービス業)	
～	～	～	～	
489	その他の運輸に附帯するサービス業	489	その他の運輸に附帯するサービス業	
4891	海運仲立業	4891	海運仲立業	
4892	レッカー・ロードサービス業			新設 (旧9299から)
4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
49	郵便業(信書便事業を含む)	49	郵便業(信書便事業を含む)	
大分類I	卸売業、小売業	大分類I	卸売業、小売業	
50	各種商品卸売業	50	各種商品卸売業	
51	繊維・衣服等卸売業	51	繊維・衣服等卸売業	
52	飲食料品卸売業	52	飲食料品卸売業	

新<第14回改定>	旧<第13回改定>	備考
53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
54機械器具卸売業	54機械器具卸売業	
55その他の卸売業	55その他の卸売業	
550 管理、補助的経済活動を行う事業所(55その他の卸売業) ～	550 管理、補助的経済活動を行う事業所(55その他の卸売業) ～	
559 他に分類されない卸売業	559 他に分類されない卸売業	
5591 金物卸売業	5591 金物卸売業	
5592 肥料・飼料卸売業	5592 肥料・飼料卸売業	
5593 スポーツ用品卸売業	5593 スポーツ用品卸売業	
5594 娯楽用品・がん具卸売業	5594 娯楽用品・がん具卸売業	
5595 たばこ卸売業	5595 たばこ卸売業	
5596 ジュエリー製品卸売業	5596 ジュエリー製品卸売業	
5597 書籍・雑誌卸売業	5597 書籍・雑誌卸売業	
5598 代理商、仲立業	5598 代理商、仲立業	
5599 他に分類されないその他の卸売業	5599 他に分類されないその他の卸売業	例示の移動 (新3313、3413等へ)
56各種商品小売業	56各種商品小売業	
560 管理、補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)	560 管理、補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)	
561 百貨店		新設
5611 百貨店		新設 (旧5611から)
562 総合スーパーマーケット		新設
5621 総合スーパーマーケット		新設 (旧5611から)
	561 百貨店、総合スーパー	廃止
	5611 百貨店、総合スーパー	廃止(分割して新5611、5621へ)
563 コンビニエンスストア		新設
5631 コンビニエンスストア		名称変更、項目移動 (旧5891から)
564 ドラッグストア		新設
5641 ドラッグストア		項目移動 (旧6031から)
565 ホームセンター		新設
5651 ホームセンター		項目移動 (旧6091から)
566 均一価格店		新設
5661 均一価格店		新設(小売業56～60内の各細分類から)
569 その他の各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	名称変更

新<第14回改定>	旧<第13回改定>	備考
5699 <u>その他の各種商品小売業</u>	5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	名称変更
57織物・衣服・身の回り品小売業	57織物・衣服・身の回り品小売業	
58飲食料品小売業	58飲食料品小売業	
580 管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)	580 管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)	
581 各種食料品小売業	581 各種食料品小売業	
<u>5811 食料品スーパーマーケット</u>		新設 (旧5811から)
<u>5819 その他の各種食料品小売業</u>		新設 (旧5811から)
582 野菜・果実小売業	582 野菜・果実小売業	廃止 (新5811、5819へ)
～	～	
589 その他の飲食料品小売業	589 その他の飲食料品小売業	
<u>5891 牛乳小売業</u>	5891 コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る)	項目移動 (新5631へ)
<u>5892 飲料小売業(別掲を除く)</u>	5892 牛乳小売業	項目番号変更
<u>5893 茶類小売業</u>	5893 飲料小売業(別掲を除く)	項目番号変更
<u>5894 料理品小売業</u>	5894 茶類小売業	項目番号変更
<u>5895 米穀類小売業</u>	5895 料理品小売業	項目番号変更
<u>5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</u>	5896 米穀類小売業	項目番号変更
<u>5897 乾物小売業</u>	5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	項目番号変更
5899 他に分類されない飲食料品小売業	5898 乾物小売業	項目番号変更
5899 他に分類されない飲食料品小売業	5899 他に分類されない飲食料品小売業	
59機械器具小売業	59機械器具小売業	
60その他の小売業	60その他の小売業	
600 管理、補助的経済活動を行う事業所(60その他の小売業)	600 管理、補助的経済活動を行う事業所(60その他の小売業)	
601 家具・建具・畳小売業	601 家具・建具・畳小売業	
602 じゅう器小売業	602 家具・建具・畳小売業	
603 医薬品・化粧品小売業	602 じゅう器小売業	
<u>6031 医薬品小売業(薬局を除く)</u>	603 医薬品・化粧品小売業	
<u>6032 薬局</u>	6031 ドラッグストア	項目移動 (新5641へ)
<u>6033 化粧品小売業</u>	6032 医薬品小売業(調剤薬局を除く)	名称変更、項目番号変更
	6033 調剤薬局	名称変更、項目番号変更
	6034 化粧品小売業	

新<第14回改定>		旧<第13回改定>		備考
604	農耕用品小売業	604	農耕用品小売業	
	～		～	
609	他に分類されない小売業	609	他に分類されない小売業	
		6091	ホームセンター	項目移動 (新5651へ)
<u>6091</u>	たばこ・喫煙具専門小売業	6092	たばこ・喫煙具専門小売業	項目番号変更
<u>6092</u>	花・植木小売業	6093	花・植木小売業	項目番号変更
<u>6093</u>	建築材料小売業	6094	建築材料小売業	項目番号変更
<u>6094</u>	ジュエリー製品小売業	6095	ジュエリー製品小売業	項目番号変更
<u>6095</u>	ペット・ペット用品小売業	6096	ペット・ペット用品小売業	項目番号変更
<u>6096</u>	骨とう品小売業	6097	骨とう品小売業	項目番号変更
<u>6097</u>	中古品小売業(骨とう品を除く)	6098	中古品小売業(骨とう品を除く)	項目番号変更
6099	他に分類されないその他の小売業	6099	他に分類されないその他の小売業	例示の移動 (新3313、3413等へ)
61	無店舗小売業	61	無店舗小売業	
大分類J	金融業、保険業	大分類J	金融業、保険業	
大分類K	不動産業、物品賃貸業	大分類K	不動産業、物品賃貸業	
大分類L	学術研究、専門・技術サービス業	大分類L	学術研究、専門・技術サービス業	
大分類M	宿泊業、飲食サービス業	大分類M	宿泊業、飲食サービス業	
75	宿泊業	75	宿泊業	
76	飲食店	76	飲食店	
760	管理、補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)	760	管理、補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)	
761	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	761	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	
762	専門料理店	762	専門料理店	
7621	日本料理店	7621	日本料理店	例示の移動 (旧7629、7651から)
7622	料亭	7622	料亭	
7623	中華料理店	7623	中華料理店	
7624	ラーメン店	7624	ラーメン店	
7625	焼肉店	7625	焼肉店	
7629	その他の専門料理店	7629	その他の専門料理店	例示の移動 (新7621へ)
763	そば・うどん店	763	そば・うどん店	
764	すし店	764	すし店	
765	酒場、ビヤホール	765	酒場、ビヤホール	
7651	酒場、ビヤホール	7651	酒場、ビヤホール	例示の移動 (新7621へ)
766	バー、キャバレー、ナイトクラブ	766	バー、キャバレー、ナイトクラブ	

新<第14回改定>	旧<第13回改定>	備考
767 喫茶店	767 喫茶店	
769 その他の飲食店	769 その他の飲食店	
77持ち帰り・配達飲食サービス業	77持ち帰り・配達飲食サービス業	
770 管理、補助的経済活動を行う事業所(77持ち帰り・配達飲食サービス業)	770 管理、補助的経済活動を行う事業所(77持ち帰り・配達飲食サービス業)	
771 持ち帰り飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業	
772 配達飲食サービス業	772 配達飲食サービス業	
7721 配達飲食サービス業	7721 配達飲食サービス業	
773 施設給食業		例示の移動 (新7731へ) 新設
7731 施設給食業		新設 (旧7721から)
大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業	大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業	
78洗濯・理容・美容・浴場業	78洗濯・理容・美容・浴場業	
780 管理、補助的経済活動を行う事業所(78洗濯・理容・美容・浴場業)	780 管理、補助的経済活動を行う事業所(78洗濯・理容・美容・浴場業)	
～	～	
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
7891 洗張・染物業	7891 洗張・染物業	
7892 エステティック業	7892 エステティック業	
7893 リラクゼーション業 (手技を用いるもので医業類似行為を除く)	7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)	名称変更
7894 ネイルサービス業	7894 ネイルサービス業	
7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
79その他の生活関連サービス業	79その他の生活関連サービス業	
80娯楽業	80娯楽業	
800 管理、補助的経済活動を行う事業所(80娯楽業)	800 管理、補助的経済活動を行う事業所(80娯楽業)	
801 映画館	801 映画館	
802 興行場(別掲を除く)、興行団	802 興行場(別掲を除く)、興行団	
803 競輪・競馬等の競走場、競技団	803 競輪・競馬等の競走場、競技団	
8031 競輪場	8031 競輪場	
8032 競馬場	8032 競馬場	
8033 自動車・モーターボートの競走場	8033 自動車・モーターボートの競走場	名称変更
8034 競輪競技団	8034 競輪競技団	
8035 競馬競技団	8035 競馬競技団	
8036 自動車・モーターボートの競技団	8036 自動車・モーターボートの競技団	名称変更
～	～	

新<第14回改定>	旧<第13回改定>	備考
大分類O－教育、学習支援業	大分類O－教育、学習支援業	
81学校教育	81学校教育	
810 管理、補助的経済活動を行う事業所(81学校教育)	810 管理、補助的経済活動を行う事業所(81学校教育)	
812 小学校	812 小学校	
813 中学校 、 <u>義務教育学校</u>	813 中学校	名称変更
8131 中学校	8131 中学校	
<u>8132 義務教育学校</u>		新設
814 高等学校、中等教育学校	814 高等学校、中等教育学校	
～	～	
818 学校教育支援機関	818 学校教育支援機関	
<u>8181 高等教育機関の支援機関</u>	8181 学校教育支援機関	名称変更
819 幼保連携型認定こども園	819 幼保連携型認定こども園	
82その他の教育、学習支援業	82その他の教育、学習支援業	
820 管理、補助的経済活動を行う事業所(82その他の教育、学習支援業)	820 管理、補助的経済活動を行う事業所(82その他の教育、学習支援業)	
～	～	
824 教養・技能教授業	824 教養・技能教授業	
8241 音楽教授業	8241 音楽教授業	
8242 書道教授業	8242 書道教授業	
8243 生花・茶道教授業	8243 生花・茶道教授業	
8244 そろばん教授業	8244 そろばん教授業	
8245 外国語会話教授業	8245 外国語会話教授業	
8246 スポーツ・健康教授業	8246 スポーツ・健康教授業	
<u>8249 その他の教養・技能教授業</u>	8249 その他の教養・技能教授業	例示の移動 (新8299へ)
829 他に分類されない教育、学習支援業	829 他に分類されない教育、学習支援業	
<u>8299 他に分類されない教育、学習支援業</u>	8299 他に分類されない教育、学習支援業	例示の移動 (旧8249から)
大分類P－医療、福祉	大分類P－医療、福祉	
83医療業	83医療業	
830 管理、補助的経済活動を行う事業所(83医療業)	830 管理、補助的経済活動を行う事業所(83医療業)	
～	～	
<u>835 施術業</u>	835 療術業	名称変更
8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	
<u>8352 療術業</u>		名称変更及び項目移動 (旧8359から)

新<第14回改定>	旧<第13回改定>	備考
836 医療に附帯するサービス業	8359 その他の療術業	項目移動 (新8352へ)
84保健衛生	836 医療に附帯するサービス業	
840 管理、補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生)	84保健衛生	
840 管理、補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生) ～	840 管理、補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生) ～	
849 その他の保健衛生	849 その他の保健衛生	
8491 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)	8491 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)	
8492 検査業	8492 検査業	
8499 他に分類されない保健衛生	8493 消毒業	廃止 (新9295へ)
8499 他に分類されない保健衛生	8499 他に分類されない保健衛生	
85社会保険・社会福祉・介護事業	85社会保険・社会福祉・介護事業	
850 管理、補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)	850 管理、補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)	
851 社会保険事業団体	851 社会保険事業団体	
851 社会保険事業団体 ～	851 社会保険事業団体 ～	
854 老人福祉・介護事業	854 老人福祉・介護事業	
8541 特別養護老人ホーム	8541 特別養護老人ホーム	
8542 介護老人保健施設	8542 介護老人保健施設	
8543 介護医療院		新設
8544 通所・短期入所介護事業	8543 通所・短期入所介護事業	項目番号変更
8545 訪問介護事業	8544 訪問介護事業	項目番号変更
8546 認知症老人グループホーム	8545 認知症老人グループホーム	項目番号変更
8547 有料老人ホーム	8546 有料老人ホーム	項目番号変更
8549 その他の老人福祉・介護事業	8549 その他の老人福祉・介護事業	
855 障害者福祉事業	855 障害者福祉事業	
859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	
大分類Qー複合サービス事業	大分類Qー複合サービス事業	
大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)	大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)	
88廃棄物処理業	88廃棄物処理業	
89自動車整備業	89自動車整備業	
90機械等修理業(別掲を除く)	90機械等修理業(別掲を除く)	
91職業紹介・労働者派遣業	91職業紹介・労働者派遣業	
92その他の事業サービス業	92その他の事業サービス業	

新<第14回改定>		旧<第13回改定>		備考
920	管理、補助的経済活動を行う事業所(92その他の事業サービス業)	920	管理、補助的経済活動を行う事業所(92その他の事業サービス業)	
921	速記・ワープロ入力・複写業	921	速記・ワープロ入力・複写業	
922	建物等維持管理業	922	建物サービス業	名称変更
9221	ビルメンテナンス業	9221	ビルメンテナンス業	
9229	その他の建物等維持管理業	9229	その他の建物サービス業	名称変更、例示の移動(新9295へ)
923	警備業	923	警備業	
929	他に分類されない事業サービス業	929	他に分類されない事業サービス業	
9291	ディスプレイ業	9291	ディスプレイ業	
9292	産業用設備洗浄業	9292	産業用設備洗浄業	
9293	看板書き業	9293	看板書き業	
9294	コールセンター業	9294	コールセンター業	
9295	ペストコントロール業			新設(旧8493、9229等から)
9299	他に分類されないその他の事業サービス業	9299	他に分類されないその他の事業サービス業	例示の移動(新4892へ)
93	政治・経済・文化団体	93	政治・経済・文化団体	
94	宗教	94	宗教	
95	その他のサービス業	95	その他のサービス業	
96	外国公務	96	外国公務	
大分類S－公務(他に分類されるものを除く)		大分類S－公務(他に分類されるものを除く)		
97	国家公務	97	国家公務	
98	地方公務	98	地方公務	
981	都道府県の機関	981	都道府県機関	名称変更
9811	都道府県の機関	9811	都道府県機関	名称変更
982	市町村の機関	982	市町村機関	名称変更
9821	市町村の機関	9821	市町村機関	名称変更
大分類T－分類不能の産業		大分類T－分類不能の産業		